

○現場代理人の取扱いについて

令和6年6月25日 管理者決裁

札幌市交通局建設工事請負契約約款第10条第3項の規定による現場代理人の常駐義務の緩和について、現場代理人の効率的な活用、受注機会の拡大及び適切な施工の確保を図る観点から、現場代理人の取扱いに関する具体的な運用について、下記のとおり定める。

記

1 現場代理人の常駐を要しない期間について

工事が次の(1)から(4)に掲げる期間にある場合、現場代理人の常駐を要しないものとする。また、現場代理人は、常駐を要しない複数の工事を兼任できるものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事しゅん功後、検査が終了し（当局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

2 現場代理人の兼任を認める工事について

(1) 兼任の対象となる工事

次に掲げる要件をいずれも満たす場合は、当該工事を現場代理人が兼任できる工事とし、同一の者が2又は3件の工事の現場代理人を兼任することができる（当該工事の監理技術者等を兼務している場合を含む）。ただし、工事内容等により、施行担当課が現場代理人の兼任を認められないと判断した工事については、告示等にその旨を明示することにより、兼任の対象工事としないことができる。

ア 札幌市（企業局を含む。）発注の工事であること。

イ 1件当たりの請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満であること。

(2) 兼任を特例的に認める工事

上記(1)に関わらず、次のいずれかに該当する工事については、個々の工事の難易度、

工事現場相互の条件等を踏まえ、当該複数工事の現場代理人を兼任することを認めることができるものとする。

ア 密接な関連のある2以上の工事（工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事）かつ同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（工事現場相互の間隔が10km程度）において施工する工事（建設業法施行令第27条第2項が適用されるもの。）で同一の専任の主任技術者が管理することができる場合。ただし、主任技術者の専任が必要な工事を含む場合は、同一の者が現場代理人を兼任することができる工事は原則2件程度とする。

イ 同一の受注者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であり、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、かつ、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる場合。

ウ 現場代理人の常駐を要しない期間にある工事と上記(1)のア及びイをいずれも満たす工事の兼任である場合。ただしこの場合、上記(1)のア及びイを満たす工事の兼任は1件までとする。

3 兼任の条件及び手続

(1) 兼任の条件

複数工事の現場代理人を兼任させる場合、受注者は次のいずれかの措置をとらなければならない。

ア 監督員（工事主任）と常に連絡を取れるよう、予めそれぞれの工事に連絡員（受注者の社員（役員を含む。））を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を現場に配置すること。

イ 携帯電話等により現場代理人との連絡体制を確保し、その体制について監督員（工事主任）の承諾を得ること。

(2) 兼任の手続

受注者が現場代理人を兼任させようとするときは、対象となる工事のそれぞれの監督員（工事主任）に事前に連絡をしたうえで、「現場代理人の兼任届」（別紙様式）を工事の数に応じて作成し、それぞれの監督員（工事主任）に提出すること。

4 その他

本取扱いに基づいて常駐義務を緩和した結果、現場代理人の職務や連絡体制の確保に支

障が生じる等、適切な施工の確保ができなくなると判断される場合は、札幌市交通局建設工事請負契約約款第 12 条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

附則

この取扱いは、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

現場代理人の兼任届

年 月 日

- 札幌市長様
 交通事業管理者様
 水道事業管理者様
 病院事業管理者様

(住所)

受注者 (会社名)

(代表者)

現場代理人を下記の工事に兼任させたいので、届け出します。

記

1 兼任させる現場代理人

氏名		連絡先	
----	--	-----	--

2 兼任する工事①

工事番号			
工事名			
工事場所			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
請負代金額	金		円
監督員 (工事主任)	札幌市 [局・区]	部	課
	(氏名)		
連絡員	氏名		連絡先

3 兼任する工事②

工事番号			
工事名			
工事場所			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
請負代金額	金		円
監督員 (工事主任)	札幌市 [局・区]	部	課
	(氏名)		
連絡員	氏名		連絡先

4 兼任する工事③

工事番号			
工事名			
工事場所			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
請負代金額	金		円
監督員 (工事主任)	札幌市 [局・区]	部	課
	(氏名)		
連絡員	氏名		連絡先

※本書を兼任する工事の数に応じて作成し、それぞれの監督員（工事主任）に提出すること。

※連絡員は、携帯電話等により連絡体制を確保し、監督員（工事主任）の承諾を得た場合は不要とする。

※連絡員について変更が生じる場合は、監督員（工事主任）と協議すること。

※本書を提出せずに兼任させた場合、本書の内容に虚偽があった場合、兼任を認めた後に虚偽が判明した場合等は、契約上の信頼関係を損なう行為に該当するものとして札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止等措置等の対象とする場合がある。